

価値観の多様化により「当たり前」の指導が困難になりつつある問題について[†]

—小学校での「茶髪」の指導を通して—

服部 英樹*・白石 智子**
足利市立毛野小学校*
宇都宮大学教育学部**

少年非行を始め、今日の小学校はまだたくさんの問題を抱えている。そして、そういった問題に教師が適切に対応ができるように、文部科学省(2010)より生徒指導の基本書として「生徒指導提要」が提示された。その内容は、小学生から高校生までを対象にした生徒指導の指針となっているが、「暴力行為」や「いじめ」、「不登校」といった誰がみても「問題」として明確なものしか、具体的な項目として挙げられてはいない。しかし、学校現場では、そういった「問題」の他にも、教育書などに詳しく明示されることのない問題(髪型、服装等)の指導に苦慮しており、変化する社会・価値観の多様化の中でさらにその指導が難しくなっている現状がある。本研究では、そういった現状の中で起こるさまざまな問題について、「茶髪」の指導を通して考えた。

キーワード: 小学校, 生徒指導, 規範意識, 茶髪, 価値観

1. 問題と目的

(1) 価値観の多様化から起こる小学校での問題

これまで文部省(1981)が生徒指導に関する基本書として提示してきた「生徒指導の手引(改訂版)」から、新たに文部科学省(2010)は、生徒指導に関する学校、教職員向けの基本書として「生徒指導提要」を作成した。「生徒指導の手引(改訂版)」が、中学校・高等学校の教員を対象に発行されたものだったのに対して、「生徒指導提要」の内容は、小学校から高等学校までを対象に、児童生徒の発達段階における心理から指導のあり方まで細かく丁寧に述べられている。

特に、第6章では、「II. 個別の課題を抱える児童生徒への指導」として、個別の案件に対して一つ一つ対応が述べられ、時代の流れの中で、生徒指導上の問題は広い範囲にわたるようになってきたことが分かる。第7節「インターネット・携帯電話にかかわる問題」は、まさに情報化が進んだ現代ならではの

の問題である。これだけ細かい問題にわたって文部科学省から指導の基本的な考え方が示されたことで、「生徒指導提要」は教育現場でもその活用が期待されている。

しかし、小学校で児童指導を行う際、生徒指導提要では取り上げられていない様々な問題で、指導に迷う場面が増えてきている。「腰パン¹⁾」「奇抜な髪型(ソフトモヒカンやラインなど)」「髪を染める」「眉毛を剃る」「今時の服装(チェーン付きの服やキャミソール風の服など)」等々、髪型や服装、化粧などがその典型的な問題とも言える。こういった個人のファッションの問題では、2010年のバンクーバーオリンピックでスノーボード・ハーフパイプの日本代表選手の事案がある。日本選手団公式スーツを腰パンで着崩して公の場に現れたという問題で、当時の新聞記事では「中学時代から世界の一線で活躍し、今大会でもメダル候補。服装にも、自分なりのこだわりが強い」と代表選手のスタイルを認めながらも、全日本スキー連盟に多くの批判が寄せ

[†] Hideki HATTORI* and Satoko SHIRAIISHI** : Problems derived from diversification of values in "normal" teaching at elementary schools.

* Keno Elementary school, Ashikaga

** Faculty of Education, Utsunomiya University

¹⁾ズボンなどのウエストラインを、腰骨あたりまで下げてはくこと(大辞林)

られた事実を載せている^{*2}。若者の個性的なファッションが社会で認められつつも、公の場ではそういった着崩しをすることが、まだ認められていないことを示す象徴的な出来事であろう。それでも、その個性的なファッションで、「当たり前」のように公の場に出られる若者が現れたという点では、社会の規範意識が大きく揺らいだ分岐点と言えるのではないだろうか。

そういった出来事がみられるようになってきた社会背景のもとで、髪を染めたり、腰パンをしたりしたまま、当たり前のようにランドセルを背負って登校してくる小学生が見られるようになってきた。中学校と比べても、制服のない公立の小学校は服装などについて比較的自由であったが、保護者の管理の下、これまではそういった状態で子どもが登校すること自体が考えられなかった。しかし、時代の変化と共に、子どもや保護者、また地域の学校に対する意識が変わってきたことで、子どもたちの髪型や服装の自由の範囲がこれまでの「当たり前」の範囲から少しずつ外れてきている。このまま、時代の流れに合わせていけば、小学生の茶髪などもそのうち「当たり前」になり、指導する必要さえなくなっていくのかもしれない。このような問題への指導のあり方が、これから大きく問われる時代が迫ってきていると思われる。

(2) 本研究の目的

1990年代の茶髪ブームにより、「茶髪^{*3}」の社会への浸透は一気に進んだ。そして、それまで黒髪が当たり前として生活してきた日本人に、ファッションとしての茶髪が根付いてきている。時代の流れの中で、日本の社会の規範意識が、「茶髪はお洒落」という意識に変化してきたのである。この規範意識の変化が、大人だけでなく、子どもの意識まで変えようとしている。

これまで、学校で茶髪はルール違反として指導されてきたため、子どもたちもそれを当たり前のこととして受け入れてきた。中学校等では、思春期の反抗からあえて茶髪にする子どもも見られるが、ほとんどの子どもは「茶髪はいけないこと」という規範

意識のもとで生活してきたと思われる。しかし、社会の茶髪への規範意識の変化と共に、これまでの「茶髪はいけないこと」という子どもたちの規範意識が変化してきている。

中学校や高等学校においては、服装、髪型について、「校則」や「生徒心得」などの違反を理由に指導がなされている。生徒指導提要第7章「生徒指導に関する法令制度」第1節「校則」にも、校則の例として「服装、髪型に関するもの」が挙げられている。しかし、小学校においては、児童が守るための「きまり」や「約束」といったものはあるものの、中学校や高等学校の「校則」といえるほど強制力があるとは言えない。内容も、あいさつや持ち物、基本的な生活の仕方を示したものが多い。そういった小学校の現状の中で、教師は髪型や服装等の問題に対して、かつては「子どもらしさ」を理由に、または教師や学校の価値観での「当たり前」を理由に毅然と指導してきた。しかし、社会の流行や価値観の多様化、規範意識の変化などにより、その指導は本当に適切なものか、必要なものか、徐々に曖昧になりつつある。また、小学校低学年の問題となると保護者の考えが大きく反映しており、子どもへの指導と共に、保護者の理解を得るための説明や説得が必要になる場面も増えてきている。

髪型や服装、また化粧品などへの興味は、子どものその後の行動に大きく影響する可能性もあり、そのまま見過ごすわけにはいかない。例えば、一人の茶髪を許したために、二人、三人と茶髪の子どもが増えてしまったり、茶髪がいいのならピアスも化粧品もいだろうとエスカレートしてしまったりすることが考えられるからである。割れ窓理論で言われるように、ちょっとした指導の遅れが大きな問題に発展する可能性があるのである。上杉(2011)は、「ここ数年の間に急速に『学校の中で生じた小さなルール違反でも見逃さずに、毅然とした対応をすることが重要』というスタンスが見られるようになった」と、現在の学校現場での児童生徒指導のあり方を指摘している。実際に、小学校においても、髪型や服装等について「きまり」をつくり、指導をしているケースも出てきている。

時代と共に変わる社会、価値観、規範意識の中で、これまでの「当たり前」の基準が不明確になり、今まであまり表に出てこなかった小学生の髪型や服装の問題が、学校現場に現れつつある。こういった現

*2朝日新聞デジタル(2010).国母選手の「腰パン」はNG?学校の先生、批判と同情 2月12日

*3本研究では、色に関係なく髪の毛を染める行為を総称して「茶髪」と呼ぶ。

状に、実際に教師はどのような意識をもって、どのように対応しているのか。そして、そういった問題に、これから教師はどのように対応していけばよいのかということについて、教師の座談会を開き、子どもたちの実態や指導の実際を聞くことで考えていきたい。価値観の多様化により、これまでの「当たり前」の指導が困難になりつつある問題はいくつか考えられるが、本研究では特に「茶髪」の指導を通して考えていく。

2. 規範意識からみる学校での「茶髪」

(1) 社会における規範意識の変容

茶髪ブームの社会への影響 小中学生対象のファッション誌では、ほぼ毎号茶髪で微笑んだ女子が表紙を飾っている。毎号20万部以上の発行部数のある女子小中学生向けファッション誌「nicola」のホームページ^{*4}では、2002年1月号から現在に至るまでの表紙で、多くの茶髪の女子を見ることができる。同じ年代の女子が、雑誌の中で茶髪で華やかな装いをして笑っている姿を、日常の中で一般の女子が当たり前のように目にしている。また、人気男性グループのメンバーが、茶髪にしたり髪にラインを入れたりして歌い踊る姿が、毎日のようにメディアに映し出される。そして、プロスポーツ選手やオリンピックで活躍する選手たちに茶髪の選手がいても、特に気にはならなくなっている。これらの現象が若者に与える影響を、田野倉(2003)は、「今日プロレスラー、芸能人、サッカー選手、プロ野球選手、オリンピック選手等が競って茶髪にし、若い人たちが何の抵抗もなしにその模倣をしている」と述べている。

こういった時代の流れを考えると、「茶髪」は、メディア→社会→家庭→子どもという流れで確実に日本の社会に浸透してきている。茶髪は、今や個性を表現する一つの手段であり、ファッションとして楽しむものであり、これまでの日本人にはなかった新しい価値観として形成されてきている。それは、子育てをしている家庭の保護者にも、当然大きな影響を与えていると言える。

茶髪の色調による社会での規範意識 一概に茶髪と言っても、その色調によって受ける印象もだいぶ変わってくる。現在、カラーリングが一般化し、いろいろな色を楽しめるようになっているので、明ら

かに目立つ茶髪でなければ、日本人の規範意識においても受け入れられてきていると言えるだろう。

白髪を染めるための「白髪染め」から、ヘアカラーを楽しむための「カラーリング」が世間で認められるようになってきた過程において、髪の色は日本人の規範意識においてもグレイゾーンに入っているように思われる。まだ、社会的に抵抗感のある茶髪であるが、かつての黒髪の日本人と大きくかけ離れることの無い色調の茶髪は、「あり」と認められてきているのが現実ではないだろうか。髪を染めることへの規範意識は、個人の価値観によって大きくぶれ始めていると言えるだろう。

小学生や中学生、また幼児にまで、少しずつ髪を染める子どもが見られるようになってきたこと背景には、色調にもよるが日本人全体に茶髪が受け入れられてきていることがあるのではないだろうか。社会の中で、個人的な価値観として茶髪を許容する流れは加速してきているように感じられる。

(2) 子どもの規範意識の変化

栃木県の規範意識調査から 栃木県総合教育センター(2005)は、県内の子どもたちとその保護者を対象に「子どもの生活に関する調査」(対象 小5・中2・高2の児童生徒1124人、保護者1041人)を行った。質問は、「家庭でのしつけに関すること」「ルールやマナーについての善悪の判断に関すること」「規範意識の向上に関すること」にわたっており、その中でも、「ルールやマナーについての善悪の判断に関すること」の質問項目として次の16項目(略称)が示されている。回答は、「悪い」「どちらかといえば悪い」「どちらかといえば悪くない」「悪くない」の4件法で行われている。

- | | | |
|--------------|---------------|-------------|
| 1.タバコを吸う | 2.お酒を飲む | 3.物の破壊や落書き |
| 4.人に暴力をふるう | 5.人のものを無断で使う | |
| 6.「いじめ」をする | 7.万引きをする | |
| 8.自転車二人乗り・並進 | 9.自転車かき差し運転 | |
| 10.茶髪・化粧 | 11.深夜出歩く | 12.大声で話す・騒ぐ |
| 13.携帯電話で話す | 14.座席を必要以上にとる | |
| 15.しゃがむ地べた座り | 16.ボイ捨て | |

16項目の中でも、特に「茶髪・化粧」の項目について、「悪い」「どちらかといえば悪い」と回答した割合からも、その意識の低さが他の項目に比べて

*4<<http://www.nicola.jp/>>(2013年2月14日)

明らかに目立っている。

| | | |
|-------------------------|-----------|----------|
| 「悪い」「どちらかといえば悪い」と回答した割合 | | |
| <お酒を飲む> | | |
| 小5 94.9%, | 中2 92.5%, | 高2 65.1% |
| <万引きをする> | | |
| 小5 99.2%, | 中2 99.4%, | 高2 97.7% |
| <茶髪・化粧> | | |
| 小5 84.9%, | 中2 70.1%, | 高2 37.2% |

「茶髪・化粧」で「悪い」「どちらかといえば悪い」を合わせた割合は、小5と高2で16項目のうち最下位の結果である（中2は15位）。子どもたちにとって、「茶髪」は他の項目と比較してそれほど悪いことだとは認識されていないと言える。

「茶髪・化粧」の項目は、他の項目と比較しても、「人がそれをしていても、自分や他の人に危害が及ぶわけではない」という内容であるからかもしれない。また「万引きや飲酒のように、それが法律で禁じられてはいない」といった罪になる行為ではないという理由も考えられる。いずれにしても、「茶髪」は、児童生徒が行う行為の中でも「やってはいけない」という規範意識としては、決して高くはないことが分かる。「人に危害が及ぶことのない」茶髪は、社会の中でもそうであるように、子どもたちの判断でもグレーゾーンになってきていると思われる。

規範意識調査の比較 2005年の調査と比較することを目的の一つとして、栃木県総合教育センター(2010)は「栃木の子どもの規範意識調査(小・中・高)」を、小学4年生から高校3年生まで(全9学年)約3,400人を対象に行った。

この調査では、前回の調査と比較するための質問として、「いじめ」については別項目とし、その他15項目について同じ質問がされている。小5,中2,高2の結果については、2005年との比較した上での報告がされており、

・中2と高2では共通して、自転車(「二人乗りをする」と「傘差し運転をする」)と「茶髪・化粧をする」の項目で意識が向上した

と記されている。そして、調査の結果を考察して、「栃木の子どもの規範意識は5年前に比べて(有意に)向上した」と結論づけている。

茶髪に対する子どもの意識 しかし、「茶髪」の

結果だけを見ても、本当に規範意識が向上したと結論づけていいのか疑問が残る。それは、2005年と比較しても、「小5は、他の学年に比べると規範意識は高いが、経年変化はなかった」と報告されていることである。小学5年生が、「茶髪・化粧」で「悪い」「どちらかといえば悪い」を合わせた割合は、約85%という結果になったということは、約15%の子どもは、「茶髪・化粧」をそれほど「悪いこと」とは感じていないことになる。この数字は、かつての日本の社会のあり方からすると、とても大きな問題を孕んでいるように思われる。髪の毛を染めることが日本人の規範意識としてこれまで受け入れられていなかったことを考えても、栃木県の小学生の約15%の子どもは、茶髪を容認していると言えるのである。こういった傾向は、栃木県だけでなく、他県でも見ることができる。綾瀬市教育研究所(2011)の「学校生活における価値観に関する調査でも、「髪を染めてもいいか」の質問に、小学生(4・5・6年生)の13.0%が、「とてもそう思う」「そう思う」と回答している。こういった茶髪への意識が、小学生にも見られるようになってきたことは、重く受け止めるべきだと思われる。

(3) 保護者の規範意識の変化

栃木県の規範意識調査から 先に触れた栃木県総合教育センター(2005)の「子どもの生活に関する調査」では、子どもたちとその保護者にも同様の16項目についてアンケートが行われている。回答は、「注意する」「なかなか注意できない」「特に注意しない」の3件法である。

結果から見る特徴として、「8.自転車二人乗り・並進」「9.自転車かさ差し運転」「10.茶髪・化粧」「13.携帯電話で話す」は、他の項目に比べ、「注意する」と回答した割合が低いと報告されている。子どもの調査と同様に、保護者にとっても「茶髪・化粧」への意識は低い結果が出ている。

小学生の保護者であっても、「注意する」と回答した割合は、87.8%であり、12.2%の保護者は、小学生の子どもが茶髪にしても、「なかなか注意できない」「特に注意しない」と回答していることになる。1割以上の小学生の保護者がそう回答していることから、保護者の「子どもの茶髪」に対する意識は、時代の変化と共に確実に変化してきていると言えるのではないだろうか。

他県の規範意識調査から 八千代市教育センター

(2008)の「子どもと規範意識」の調査では、小学生・中学生・教職員・保護者を対象に規範意識について質問している。その中で、「子どもたちが次の行動をすることについてどのように思いますか」との質問に、「髪を染めたり、化粧をしたりする」ことを「とても悪い」と回答した小学生の保護者は、6割にも満たない結果が出ている。この結果に対して、報告書では「よくないことであると思っはいるが、子どもの実態としてそれらの行動があまりにも日常のことになってしまっているからだろうか」と分析している。この実態を見ても、社会で許容されてきた茶髪が、家庭や子どもの意識にまで浸透し始めていることが伺える。

(4) 学校における規範意識

「ルール」という視点から 杉多(2011)は、髪型や服装における校則の問題について、「制服・頭髪に関する決まりはルールに含めず、一般的な助言指導の範疇とします」と述べている。「服装・頭髪に関するきまりは学校の方針であり、公立学校である以上、最終的には生徒・保護者の選択が優先すると考えます。したがって服装・頭髪に関しては一般的な生活指導の範疇とし、ルールには含めません」という主張である。

ルールにはないことを指導するということは、「きまり」にはないことを指導するということであり、そのためにはそれが規範として子どもたちにも認知されていなければならない。社会の規範意識が少しずつ変わってきても、学校の規範意識はそれほど変わるものではない。小学校ならば、小学生としての規範意識を段階的に育てていくことになるが、保護者と学校の間で規範意識に差が出てきている現在、子どもたちの規範意識に迷いが生じるのは当然のことであろう。だからこそ、素行には何の問題も無い児童生徒が茶髪にするケースが見られるようになってきたのではないだろうか。なかには、「髪を染める」ことから始まり、非行や暴力などさまざまな生徒指導上の問題を起こしてしまう児童生徒もいる。学校の服装・頭髪指導は、そういった子どもたちの小さな問題が大きな問題に発展していくことを事前に予防しようというものなのではないだろうか。そう考えると、「茶髪」は、決して小さな問題として考えることはできないように思われる。

学校という立場から 「茶髪」への価値観が、社会、大人(保護者)、教師、子どもの中で揺らいで

いるからとはいえ、「学校」に通う子どもたちに茶髪が許されるというわけではない。たとえ、落ち着いた色調であっても、児童生徒が髪を染めること自体が認められていないのが通例である。子どもが、明らかに目立つ茶髪をしてきた場合は、学校や社会への抵抗を表している部分も多いかもしれないが、暗いトーンで染めてきた場合は単におしゃれを楽しんでいることもあるだろう。理由はどうあれ、髪を染めていることが分かった時点で何らかの指導がはいるのは、現在の学校の規範意識から考えると当然である。

しかし、ほとんど染めていることが分からないような茶髪に、教師はどれだけ毅然と指導することができるだろうか。社会が、色調によって日本人が茶髪に染めることを受け入れてきているように、学校でも色調によって子どもたちが茶髪に染めることを受け入れることができるだろうか。杉多(2011)は、「服装・頭髪の乱れは、もはや『権威への反抗』や『心の乱れ』というわかりやすさだけでは語れません。そういう時代に学校は指導の軸足をどこに置くのでしょうか。」と指摘している。「ダメなものはダメ」というような頭ごなし指導は、茶髪等の問題に対しては通用しなくなってくるのかもしれない。

上杉(2011)は、こういった問題を抱える学校の現状について、「学習指導においては『学習指導要領』があり、教科書が存在する。いわば、学校で教える(=学ぶべき)学習内容は明示され、学校と児童生徒および保護者の間で合意を得ている」とする一方、「生活(生徒)指導、さらには広くルールやマナー、しつけや道徳といった面においては、指導の指針ともいべきものがはっきり明示されているとは言い難い。明治以降の日本の学校が生活(生徒)指導をやってこられたのは、明示された指針の代わりともいべき『子ども』像を社会で共有していたからであろう」と、過去の日本の教育と比較しながら指摘している。これを茶髪の問題に当てはめてみると、かつては「茶髪はいけないことである」という子ども像を社会で共有していたので、学校は自信をもって「茶髪」を指導してきた。それが、今は、そういった学校であるべき子ども像が、社会と共有されていないということなのだろう。

上杉(2011)は、このような事態を“「子ども」観と「学校」像のずれ”と表現しているが、このずれが「当たり前」の生徒指導が困難になりつつある問

題を引き起こすきっかけになっていると思われる。

3. 小学校での茶髪指導

小学校の茶髪に対する「きまり」 これまで述べてきたとおり、小学校では児童が守るための「きまり」や「約束」といったものはあるが、中学校や高等学校の「校則」といえるほど強制力はないことが多い。それは、まだ小学生が保護者の強い管理下で生活しているからであり、学校と保護者の間にも明確な信頼関係が成り立っていたからであろう。しかし、価値観の多様化により、両者の間に意識のずれが生じ始め、極少数ではあるが小学生にも「茶髪」が見られるようになってきた。

こういった現状に対して、小学校においても明確に「茶髪」に対する指導方針を示す学校が見られるようになってきている。その内容は、学校や子どもたちの実態、地域性もありさまざまであるが、かなり子どもたちや保護者に配慮を要してつくられている様子が見受けられる。ここでは、各小学校に見られる「きまり」の特徴から小学校での茶髪指導の現状をみていきたい。

保護者に指導をお願いするパターン 「茶髪」については、学校での指導ではなく、保護者に連絡することを明記している「きまり」もある。小学校においては、保護者の意思で茶髪にしてしまうことも多く、子どもだけでなく保護者への指導が必要とされていると言える。

また、保護者に対して「規則について理解していただき」と丁寧に書かれているものもあり、茶髪が保護者の学校に対しての理解不足から行われている実態がうかがえる。「指導の協力を求める」という言い回しがされている場合もあり、茶髪指導には家庭の協力が不可欠であるという現実が見られる。

「保護者の皆様へ」というお願いとして、具体的に「茶髪」が子どもたちにあたえる影響がきまりに書いている場合もある。小学生の茶髪は、保護者と協力することができれば、そのほとんどが解決できる問題であろう。そのため、きまりの中にも「保護者」の存在が大きく書かれているものを目にするところがある。

具体例を挙げて禁止するパターン 「アイロンをあてる等」という、脱色の具体的な方法を示している学校もある。違反をする児童の行動から具体的な場面を想定してきまりが書かれていると言える。髪

型については「モヒカン刈り」「そり込み」という具体例を挙げている「きまり」もある。現在では、小学生にもソフトモヒカンやライン等が見られることもあるため、具体例を挙げることで指導しやすくしていると考えられる。

「やわらかい頭皮を傷つけるので」というように理由を明確にしている学校もある。理由が明確にされることによって、茶髪を禁止する学校の考えが見えてくる。茶髪を、「トラブルに巻き込まれる要因」というように、学校が一番恐れている理由をはっきりと示している場合もある。学校が茶髪を禁止したい理由を率直に書くことで、保護者への説得力が出てくると思われる。

現在の社会の流れも考慮して、茶髪が悪いわけではないと、社会の中での茶髪の現状を受け入れている学校もある。また、「友人関係に好ましくない」と、「茶髪」が自分だけでなく、周りの友だちにも影響があることを指摘しているきまりもある。この表現からも、茶髪指導が学校からの強制ではなく、自分で髪を染めることがどういふことなのかを考えさせようとしていることが分かる。

中学校とのつながりを考えて、茶髪禁止の理由としている学校もある。中学校になると、制服の着用など校則の強制力も強くなるので、小学校での指導の一つのめやすとしているのだろう。そこに、保護者や子どもの意識がついてこられるかが問題になってくるとも言える。

以上のような小学校の「きまり」に見られる特徴を見ても、小学校で茶髪の指導に苦勞している様子が見えがえる。いろいろな表現の仕方、いろいろな理由を付けて茶髪禁止にしているものの、これまでの「きまりだから」という理由では納得しない保護者や子どもがいることもあるだろう。

全国の小学校について調べたわけではないが、学校のきまりの中に、茶髪（髪型等）について全く触れていない場合も多数あると思われる。小学校では、「注意はする」が、「禁止する」ような指導は行われていないのが現状ではないだろうか。

4. 「小学校での茶髪指導について」の教師座談会

小学校で見られるようになってきた「茶髪」の子どもへの指導の問題点や指導のあり方について、また子どもや保護者、学校の「茶髪」に関する規範意識について意見交換をすることを目的として、小学

校・中学校の現役教師に集まっていただき、座談会を開いた。

○日 時 2012年12月21日(金)10:00~11:30

○場 所 宇都宮大学 教育心理大学院研究室

○出席者 中池さな恵(足利市立山辺中学校)

新井義之(佐野市立城東中学校)

小林美穂(佐野市立界小学校)

嶋田和明(佐野市立葛生中学校)

阿左美斉(足利市立山前小学校)

司会 服部英樹(足利市立毛野小学校)

この座談会で、学校現場の「茶髪」に関する問題の実態が少し見えてきた。ここでは、その内容について4つにポイントをしばり紹介する。

< は、参加者の発言内容の一部 >

(1) 茶髪にする子どもたちの背景

- ・「小学校の入学時に茶髪にしてくる子がいました」
- ・「外国籍の子で、お姉さんにやられたと茶髪できた子もいました」

小学校低学年の子どもが、入学時などに髪を染めてくることは、明らかに保護者の意向であろう。保護者の規範意識が社会の流行に流され、学校が公の場であるという意識が薄くなってしまっているからだと思われる。また、小学校高学年になると、子ども自身の意向も加わる上に、家庭環境や友だち関係などから髪を染める行為に至ることも考えられる。茶髪にする子どもたちの背景には、何らかの問題があることもあり、一方的な指導では解決が難しいと言える。

(2) 保護者の規範意識の変化

- ・「今は親の規範意識というのが人によってだいぶ違う。この違いの幅が、昔よりもひらいているように感じます」
- ・「実際に『茶髪は何でダメなんだ』という保護者がいる学校があることも聞いていました」

子どもを教育する学校と家庭の間で、生活指導の根本となる規範意識がずれてきていることで、「茶髪」のような問題が起こり始めている。大きな枠組みでの社会の流れに、容易に保護者が流されてしまうことで、これからますます学校との意識のブレは

大きくなっていくと思われる。かつては、同じ方向を向いていたはずの規範意識が、徐々にブレ始めている以上、学校は保護者に対して何らかの方法で「学校の規範」を示す必要があるのかもしれない。また、学校は茶髪等の問題が起きたときに、学校の考えを押しつけるのではなく、保護者の考えをしっかりと聞いた上での対応が求められていると言える。

(3) 学校の規範意識

- ・「見直しは、絶対必要ですね。さっき言ったように『このきまりは、もういいんじゃないか』とか、逆に『携帯は絶対に持ってきてはダメ』だとか。時代も変わってますから。」

学校の規範意識は、社会の変化にそれほど流されず、昔のままの意識が根強く残っているとも言える。「校則」や「きまり」などにも、「今の時代として、どうなんだろう」というものもあるかもしれないし、教師の意識の中にも、「昔ながらの学校」の意識が残っているかもしれない。それは、決して悪いことではないと思うが、時代にそぐわないことがあったときには、見直すことも大切であると思われる。いつの時代でも変わらない学校の規範も当然あると思うが、大きな社会や時代の流れに取り残されてしまうのでは、子どもたちや保護者との間に意識のズレができてしまう。「学校の規範意識」について、常に現場の教師が共通理解をすると共に、見直す覚悟をもつことも必要なかもしれない。

(4) 子どもが育つ学校や教室の雰囲気

- ・「茶髪もいじめも、周りの子が『それはおかしいよ』という雰囲気になってくればいい」

子どもたちが、学校で過ごす時間は長い。そこで、どんな考えをもった先生や友だちと過ごすかは、子どもたちに大きな影響を与える。「茶髪」等の問題が起きたときにも、その児童と先生だけでなく、学校や友だちなど、みんなで問題を考えていけるような雰囲気をつくっておくことは大切なことである。また、そういった問題を予防する上でも、有効なことである。教師は、児童一人一人を理解すると共に、確かな信頼関係を築けるように、一層努力していく必要があるであろう。

5. まとめ

この研究で見えてきた大きな問題は、日々変化する社会の流れの中で、価値観が多様化し、保護者の規範意識と子どもが学校で身に付けるべき規範意識との間に差が出てきているということである。大きく変化し始めている社会の規範意識と、昔から培われてきた確固たる学校の規範意識との間で、保護者も子どもも、教師も迷っているのが現在の状況とも言える。

社会の規範意識は、これからも変わり続けるのに対して、学校の規範意識はそう簡単に変わるものではないだろう。この先、このギャップは開いていくばかりであると思われる。そうしたとき、大切なことは「子ども」に対して、教師も保護者もブレないことではないだろうか。子どもの発達段階を見ながら、学校と保護者・地域が一体となって子どもたちを育てていく。この基本的なスタイルがしっかりとしていれば、「茶髪」の問題が起きたときにも、それを「当たり前」のこととして指導できるはずである。この「当たり前」は、決して学校だけのものではないのではないだろうか。

価値観の多様化により、「当たり前」の指導が困難になりつつある問題は、「茶髪」だけではない。子どもたちの「髪型」や「服装」、「化粧」や「持ち物」などは、これからいろいろな場面で学校がぶつかる問題となってくるし、すでに問題となっている。また、最近では子どもたちの「遊び」にも変化が見られるようになり、小学校高学年ともなれば子どもたちだけで、ゲームセンターやカラオケ、学区外のデパートなどにもどんどん自転車で遊びに行ってしまうこともある。もちろん、保護者もそれを認めている場合も多い。さらに、文部科学省(2009)の調べによると、「携帯電話」の小学生の所有率は24.7%と全体の約4分の1となっており、子どもたちのライフスタイルは、保護者の理解のもとで確実に変化してきている。このライフスタイルの変化が、学校教育にも大きく影響を及ぼしていると言える。それは、メディアで取り上げられるような大きな問題ではないかもしれないが、学校のあり方を問われる重要な問題である。

こういった問題に、学校が、教師が立ち向かっていくためには、子どもにとっての「当たり前」をみんなで共有することが大切であろう。社会、地域、保護者、教師、子どもたちといった集合体が、今の

小学生にあるべき「当たり前」の姿を共有し、見守っていくことで、学校が自信をもって児童生徒指導を行えるのではないだろうか。価値観の多様化により、学校が変わることを求められる時代がいつの日か来るかもしれない。しかし、教師は、常に地域や保護者、子どもたちと対話し、みんなで共有する「当たり前」を毅然と指導していく姿勢をもつべきであると考えられる。

謝辞

本研究を進めるにあたり、お忙しいなか、座談会に参加してご協力いただいた中池さな恵先生、新井義之先生、小林美穂先生、嶋田和明先生、阿左美斉先生に、深く感謝申し上げます。

引用文献

- 綾瀬市教育研究所 (2011). 学校生活における価値観 研究紀要第26集 pp.35-50
- 秦 政春 (2000). 子どもたちの規範意識と非行・問題行動 大阪大学大学院人間科学研究科紀要26 大阪大学 pp.123-155
- 文部科学省 (2010). 生徒指導提要 教育図書
- 文部科学省 (2009). 子どもの携帯電話等の利用に関する調査
- 文部省 (1981). 生徒指導の手引(改訂版)
- 杉多美保子 (2011). 服装・髪型指導①異装 月刊生徒指導 2011.7 学事出版 pp.54-57
- 田野倉敦 (2003). 茶髪と教育 日本物理学会講演概要集 58(1-2) 社団法人日本物理学会 p.387
- 栃木県総合教育センター (2010). 栃木の子どもの規範意識調査(小・中・高) 報告書
- 栃木県総合教育センター (2005). 子どもの生活に関する調査—子どもの規範意識を高めるために— 上杉賢士 (2011). 「ルールの教育」を問い直す 金子書房
- 八千代市教育センター (2008). 子どもと規範意識 平成20年度調査研究報告書第34集 八千代市教育委員会 pp.18-30